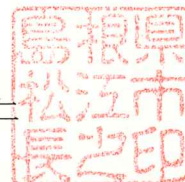


松江市告示第 142 号

東日本大震災により被災した被保険者に係る松江市国民健康保険料の減免に関する取扱要綱
(平成 23 年松江市告示第 323 号) の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(減免対象世帯_____)	(減免対象世帯及び減免額)
第 2 条 この要綱による減免の対象となる世帯は次のとおり_____とする。	第 2 条 この要綱による減免の対象となる世帯は次のとおりとし、その減免額は全額とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(減免の対象となる保険料及び減免額)	(減免の対象となる保険料_____)
第 3 条 減免の対象となる保険料及び減免額は次のとおりとする。	第 3 条 減免の対象となる保険料及び減免額は_____、松江市国民健康保険に加入した日の属する月の翌月の末日(末日が土曜日又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 142 条に規定する休日にと当たるときは、これらの日の翌日)から令和 6 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料とする。

(1) 令和 6 年 2 月 22 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡「東京電力福島第一	

原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の免除措置等に対する財政支援の延長について」に記載される財政支援の対象となる保険料及び減免額

(2) 令和6年2月22日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料(税)の減免に対する財政支援について」に記載される財政支援の対象となる保険料及び減免額

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。